

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年3月30日

京都市山科区長 山口 ひかり

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
久下 和也	京都市山科区日ノ岡ホッパラ町 20番地1	実態調査に基づく 職権削除	令和8年3月23日
川富 英臣	京都市山科区小山北溝町 38番地11	実態調査に基づく 職権削除	令和8年3月23日
川富 ゆり子	京都市山科区小山北溝町 38番地11	実態調査に基づく 職権削除	令和8年3月23日

(山科区役所市民総合窓口室)